

## 北部大阪都市計画南春日丘五丁目地区地区計画

### 1. 地区計画の方針

名 称	南春日丘五丁目地区地区計画	
位 置	茨木市南春日丘五丁目地内	
面 積	約1.1ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の西約2km、万博記念公園北側に位置し、古くからの低層住宅地として良好な住環境が形成されている地域にある。また、北大阪地域の主要な幹線道路である府道茨木摂津線に近接し、大阪モノレール彩都線公園東口駅と阪大病院前駅のほぼ中間に位置するなど交通利便性に優れている。</p> <p>このような周辺状況下で、市街地開発が計画されている当該地において、地区計画により、地区施設の適正な配置と建築物等の規制・誘導を行い、ゆとりとうるおいのある低層住宅地の形成を図る。</p>
	土地利用の方針	地区全体を、良好な低層住宅地として計画的な開発を誘導し、周辺の住宅地と調和したゆとりのある地域の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の交通の円滑な処理と低層住宅地としての土地利用の骨格となる道路を、周辺の既存道路との連絡も考慮して配置する。また、地区住民の憩いの場、コミュニティ拠点として公園を配置する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物の用途、規模及び建築物の壁面の位置の制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。</li> <li>2. かき、柵の構造等の制限により、緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。</li> </ol>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

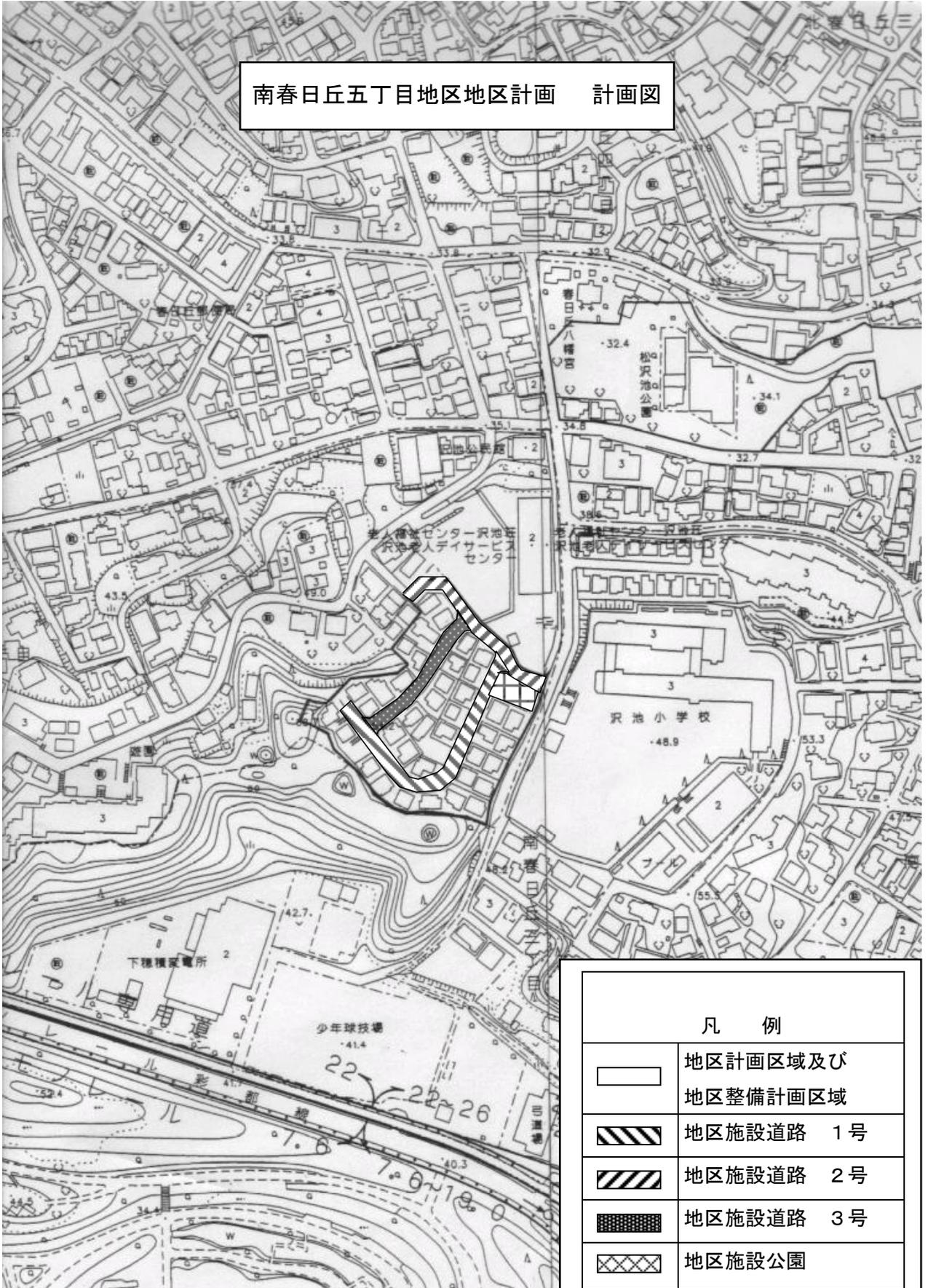
2. 地区整備計画

地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模	<p>1. 地区施設道路</p> <p>1号 幅員 6.3m 延長 約110m</p> <p>2号 幅員 6.3m 延長 約150m</p> <p>3号 幅員 6.3m 延長 約 80m</p> <p>2. 地区施設公園 面積 約330㎡</p>
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 建築基準法施行令第130条の3に掲げる兼用住宅</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(3) 前各号に附属する自動車車庫</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）から道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離の最低限度は1.0メートルとする。</p> <p>ただし、建築基準法施行令第135条の21に掲げるもの又は自動車車庫についてはこの限りでない。</p>
かき又は柵の構造の制限	<p>道路に面するかき又は柵は、生垣あるいはネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(2) 門</p> <p>(3) 門の袖で、その長さが2メートル以下のもの</p>	

「地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

注) 当該計画は告示時点（平成26年10月31日（市告第314号））時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

南春日丘五丁目地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	地区施設道路 1号
	地区施設道路 2号
	地区施設道路 3号
	地区施設公園